

地域災害拠点病院及びD M A T 指定病院の新規指定について

医療推進課

1 災害拠点病院及びD M A T 指定病院の概要

(1) 災害拠点病院

- 高度な診療機能を有し、被災地からの傷病者受入・広域医療搬送等を実施
- 二次医療圏ごとの「地域災害拠点病院」と、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を都道府県知事が指定
- 「災害拠点病院指定要件」(厚生労働省)で指定要件を規定(別紙のとおり(抄録))

(2) D M A T 指定病院

- D M A T (災害派遣医療チーム)を保有し、災害時・大規模事故時等に、都道府県の要請によりその派遣を行う病院
- 「日本D M A T活動要領」(厚生労働省)で指定要件を規定
 - ・医療機関としてD M A T派遣を行う意志を持つこと
 - ・D M A Tの活動に必要な人員、装備を持つこと

※ 災害拠点病院及びD M A T 指定病院の指定状況

医療圏	病院名	災害拠点病院		D M A T 指定病院
		基幹	地域	
佐 久	佐久総合病院佐久医療センター		○	○
上 小	信州上田医療センター		○	○
諏 訪	諏訪赤十字病院		○	○
上伊那	伊那中央病院		○	○
飯 伊	飯田市立病院		○	○
木 曾	県立木曾病院		○	○
松 本	信州大学医学部附属病院		○	○
	相澤病院			○
大 北	市立大町総合病院		○	○
長 野	長野赤十字病院	○	○	○
北 信	北信総合病院		○	○

2 新規指定に係る経緯

- 長野県災害・救急医療体制検討協議会（平成 31 年 4 月 12 日）において、人口や医療機関が多い医療圏（長野及び松本）に地域災害拠点病院を新たに指定する方針を確認
- 指定意向調査で、3 病院から指定意向
 - 【松本医療圏】・相澤病院
 - 【長野医療圏】・長野市民病院
 - ・南長野医療センター篠ノ井総合病院
- 県による指定要件審査（ヒアリング）：令和元年 7 月 18 日～19 日
- 有識者による医療機能調査：令和元年 8 月 2 日、6 日
 - ・3 病院とも指定に当たり問題なし
- 関係会議での意見聴取
 - ・D M A T 分科会：令和元年 7 月 8 日
 - ・災害拠点病院連絡協議会：令和元年 9 月 3 日
- 長野県災害・救急医療体制検討協議会での議論：令和元年 12 月 6 日

3 地域災害拠点病院及びD M A T 指定病院の新規指定について（案）

（1）地域災害拠点病院の新規指定

国が定める指定要件を満たしていることが確認されたため、次の 3 病院を新たに地域災害拠点病院に指定する。

- 【松本医療圏】・相澤病院
- 【長野医療圏】・長野市民病院
 - ・南長野医療センター篠ノ井総合病院

（2）D M A T 指定病院の新規指定

D M A T 派遣を行う意志を有し、D M A T 隊の保有及び派遣に必要な装備を有することが確認されたため、次の 2 病院を新たに D M A T 指定病院に指定する。

- 【長野医療圏】・長野市民病院
 - ・南長野医療センター篠ノ井総合病院

地域災害拠点病院の指定要件（主なもの）

項目		内容
運営体制		<ul style="list-style-type: none"> ・24時間緊急対応し、傷病者の受入れ・搬出体制の整備 ・D M A T を保有し、D M A T や医療チームを受け入れる体制整備 ・救命救急センター又は二次救急病院 ・業務継続計画（B C P）の整備 ・地域の二次救急医療機関とともに、定期的な訓練を実施 ・災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制整備
施設及び設備	医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ・救急診療に必要な部門の設置 ・診療機能を有する施設を耐震化 ・自家発電機を保有し、3日分程度の燃料を備蓄 ・災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保
		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続する環境を整備 ・E M I S へ確実に情報を入力する体制を整備
		<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄 ・食料、飲料水、医薬品、燃料等について協定を締結
	搬送関係	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として病院敷地内にヘリポートを整備 ・D M A T 等の派遣に必要な緊急車輌の保有

